

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市星が丘二丁目二九番、最後の住所岩手県花巻市星が丘二丁目二九番五号

被相続人 亡 久保田英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産清算人 司法書士 小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県山本郡八峰町峰浜坂形字強坂三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 工藤 爲勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

秋田県能代市通町九番四八号大丸ビル一階

のしる法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩崎 康宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県潮来市潮来五〇三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 小林 昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

茨城県神栖市平泉東一丁目四八番地四A n

juビル二F

相続財産清算人 弁護士 安重 洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市白銀町二丁目一〇七六番地、最後の住所茨城県北茨城市中郷町下桜井九七四番地の一〇八

被相続人 亡 大山 勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六二一〇七号

種田・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関山 英忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸大宮市小場一四〇三番地、最後の住所茨城県常陸大宮市小場六四九八番地の一

被相続人 亡 小林 勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

茨城県水戸市南町三丁目三番三三三号P S第三ビル八階

みとみらい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸山 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市豊町二丁目五番地一、最後の住所埼玉県三郷市彦成三丁目九番五一一〇二号

被相続人 亡 近井平治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

埼玉県越谷市川柳町二丁目一五八一二

相続財産清算人 弁護士 的場 崇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市不動岡一六〇二番地、最後の住所埼玉県加須市大字不動岡一六八九番地の住所埼玉県加須市大字不動岡一六八九番地

被相続人 亡 内田 常雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

埼玉県さいたま市南区別所一〇二一八イン

テルウラワ三〇一号

相続財産清算人 弁護士 西川 英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字道合一七番地一、最後の住所埼玉県川口市大字道合一七番地の一

被相続人 亡 白倉 久治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

埼玉県さいたま市南区別所一〇二一八イン

テルウラワ三〇一号

相続財産清算人 弁護士 西川 英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区沼袋一丁目二五七番地、最後の住所東京都中野区沼袋三丁目二六番一〇号

豊田方 被相続人 亡 中川とよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十四日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区永田町二一四二山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川 徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西新井五丁目一七八九番地、最後の住所東京都足立区西新井五丁目九番一六号

被相続人 亡 森畑カヅ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都渋谷区代々木二一五一羽田ビル八〇二号室

新宿南法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土肥 尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区小針台七番、最後の住所新潟市西区小針台七番二九号

被相続人 亡 岩澤 澄海

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

新潟市中央区上所一丁目一番二四号Nビル

二階 新潟合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 深谷 航

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市鷹栖二二六五番地、最後の住所富山県砺波市太田五六七番地二

被相続人 亡 室永 親龍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

富山県砺波市東石丸四三七番地六

相続財産清算人 司法書士 中山 俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市天王町二丁目三三七番地六、最後の住所静岡県焼津市大住一四四番地の一入山ハイツA一

被相続人 亡 増田 芳彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十三日

静岡県藤枝市築地八三八落合電気ビル二階

弁護士法人GODO支部藤枝やいづ合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 家本 誠

第8期決算公告 令和8年7月23日
札幌市東区北七条東二丁目1番1号
石狩LNG棧橋株式会社
代表取締役 前谷 浩樹
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	46,169
	固定資産	3,969,772
	合 計	4,015,941
純 資 産 及 び 負 債 部	流動負債	335,815
	固定負債	3,164,720
	資本	515,405
	剰余金	240,000
	準備金	240,000
	剰余金	(240,000)
	利益剰余金	35,405
	その他利益剰余金	(35,405)
	うち当期純利益	(3,170)
	合 計	4,015,941